


大学コンソーシアム富山 平成 29 年度単位互換開講科目  
「現代社会と法」実施報告

事業名	大学コンソーシアム富山 平成 29 年度単位互換開講科目 「現代社会と法」
実施機関名	高岡法科大学
趣旨・目的	<p>昭和 22 年(1947)5 月 3 日に日本国憲法が施行されて、本年は 70 年目の節目にあたります。その間、日本国憲法は、日本の法制度の頂点をなす最高法規として、日本の国家、社会の仕組の大枠を形成し、人権を保障すると同時に、個々の利益の現実の調整原理として、様々な社会ルールの根拠となり、またその限界を画してきました。</p> <p>一方、日本国憲法が施行された当時から約 70 年経過し、その間、社会が大きく変化するなかで様々な問題が生じており、それに関して憲法が法的にどう対処すべきなのか、あるいは憲法の条文を検討すべきなのかといったことが盛んに議論されています。それゆえに、日本国憲法を取り上げて様々な問題点に関して考察することは我々にとって重要なことです。</p> <p>このような観点から、今年度は統一テーマを「日本国憲法施行 70 年をむかえて」とし、日本国憲法の様々な分野について、著名な講師による講義を実施いたします。なお、本講義は大学コンソーシアム富山の事業として他大学学生及び県民にも広く聴講を呼びかけることで、地域貢献の一環としての役割も併せもちます。</p>
開催日時	平成 29 年 8 月 28 日 (月) ～9 月 1 日 (金)
開催場所	高岡法科大学 大講義室 1 高岡市戸出石代 307-3
参加人数	学生計 26 名：富山大学 (2 名) ・富山短期大学 (1 名) ・富山高等専門学校 (5 名) 高岡法科大学 (18 名) その他・一般受講者 計 56 名
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>改めて憲法を考えるー今年度は憲法施行 70 年ー (伊藤塾塾長・弁護士 伊藤真氏) <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回 立憲主義とはどういうものか など</li> <li>第 2 回 憲法第 13 条と第 9 条 など</li> <li>第 3 回 自民党の目指すものと主権者としてすべきこと など</li> </ul> </li> </ul>  <ul style="list-style-type: none"> <li>憲法改正をめぐる諸問題 (日本大学名誉教授 百地 章氏) <ul style="list-style-type: none"> <li>第 4 回 国家と憲法、前文、天皇、家族について</li> <li>第 5 回 憲法第 9 条について</li> <li>第 6 回 緊急事態事項、憲法改正手続きについて</li> </ul> </li> </ul>



- ・ 憲法の歴史（高岡法科大学法学部教授 高倉 史人氏）
- 第7回 大日本帝国憲法成立史  
第8回 日本国憲法成立史  
第9回 大日本帝国憲法と日本国憲法の比較



- ・ 日本国憲法の人権保障（関西大学大学院法務研究科教授 木下 智史氏）
- 第10回 日本国憲法における「個人の尊重」の意義  
第11回 憲法上の自由の限界＝「公共の福祉」の意味  
第12回 憲法上の権利の保障をめぐる具体的事例から



- ・ 憲法改正 三つの論点（平成国際大学名誉教授 高乗 正臣氏）
- 第13回 日本国憲法の成立過程の問題点  
第14回 憲法第9条解釈の欺瞞性  
第15回 日本の国柄と憲法



- ・ レポート指導（高岡法科大学法学部教授 高倉 史人氏）
- ※学生のみ